

10. 移動円滑化基準の適用除外について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）に基づき、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」が定められ、路線定期運行する車両についても、この基準に適合するよう求められている。

しかしながら、運行の態様等により、この基準に適合し難い理由がある場合には、基準の適用除外を受けることができるとされている。乗車定員 24 人未満の旅客自動車運送用事業車は、スロープ板の設置、通路の有効幅の確保などについて地域公共交通会議の合意を得ることを条件に、使用者を特定せずに適用除外の認定を行うことができる。

今回、使用する車両の乗車定員は 24 人未満であるため、本会議に諮るものである。

■ 使用車両と適用除外申請内容

使用車両	トヨタ ハイエース	
		
全長／全幅／全高	5,380mm／1,880mm／2,285mm	
定 員	10 名（運転手含む）	
適用除外を申請する内容	スロープ板	車いす使用者の乗降を円滑にする設備を備えること
	車いすスペース	車いすスペースを一以上設けること
	通路の有効幅	乗降口と車いすスペースとの間の通路の幅は 80 cm 以上とすること
適用除外申請理由	運行経路に幅員の狭い道路があるなど、大きな車両では通行できないため。 p. 12 別図参照	
車いす利用者への対応	他事業者の介護タクシーや福祉タクシーの利用をお願いする。	